

四 半 期 報 告 書

(第96期第1四半期)

住 友 電 設 株 式 会 社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

住 友 電 設 株 式 会 社

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	17
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	18

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月6日

【四半期会計期間】 第96期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 住友電設株式会社

【英訳名】 SUMITOMO DENSETSU CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 坂 崎 全 男

【本店の所在の場所】 大阪市西区阿波座2丁目1番4号

【電話番号】 大阪(06)6537-3400 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 谷 奥 浩 治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田3丁目12番15号

【電話番号】 東京(03)3454-7311 (代表)

【事務連絡者氏名】 東京総務部長 山 本 賢 太 郎

【縦覧に供する場所】 住友電設株式会社東京本社
(東京都港区三田3丁目12番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第1四半期 連結累計期間	第96期 第1四半期 連結累計期間	第95期
会計期間	自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月 1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	34,336	33,029	172,910
経常利益 (百万円)	3,136	2,281	14,201
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,095	1,472	9,772
四半期包括利益又は包 括利益 (百万円)	1,450	3,023	6,918
純資産額 (百万円)	71,598	77,552	75,997
総資産額 (百万円)	120,109	129,756	138,328
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	58.88	41.38	274.67
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	57.2	57.4	52.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載して
おりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容
に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間における当社グループを取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により国内外ともに経済活動の停滞が続いており、景気は極めて厳しい状況で推移いたしました。国内においては、緊急事態宣言が解除され、当社グループが事業展開している東南アジア地域においても、政府による規制が段階的に緩和されるなど、経済活動再開の動きが広がりつつあり、持ち直しへの動きが期待されるものの、経済状況は非常に不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、従業員並びに関係する皆様の安全を最優先とし、行政の方針・指導に従い新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めた上で、「住友事業精神」と「住友電設グループ企業理念」に基づく経営の基本方針に沿って、電気の安定供給等の社会インフラ維持に努めるなど、社会の要請に応えるべく事業活動を展開してまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

受 注 高	3 8 5 億 9 5 百 万 円（前年同期比 3. 1 %減）
売 上 高	3 3 0 億 2 9 百 万 円（前年同期比 3. 8 %減）
営 業 利 益	2 0 億 5 1 百 万 円（前年同期比 3 0. 1 %減）
経 常 利 益	2 2 億 8 1 百 万 円（前年同期比 2 7. 3 %減）
親会社株主に帰属する四半期純利益	1 4 億 7 2 百 万 円（前年同期比 2 9. 7 %減）

受注高につきましては、海外を中心に新型コロナウイルス感染症拡大の影響による客先の設備投資減少による影響を受けたことに加え、前年同期が高水準となっていた情報通信工事の反動減などもあり、前年同期より減少となりました。売上高につきましては、移動体基地局やネットワーク関連工事など情報通信工事は堅調に推移したものの、海外での受注減少の影響や前年同期の大型案件の竣工による反動減等もあり、一般電気工事で減少したこと等から、前年同期より減少となりました。利益面では、工事採算の改善、経費削減にグループ一体となって取り組んでまいりましたが、売上高の減少等により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益とも前年同期を下回る結果となりました。

セグメント別では、設備工事業の受注高は36,613百万円（前年同期比2.9%減）、売上高は31,047百万円（同3.6%減）、セグメント利益は2,014百万円（同28.1%減）となり、機器販売を中心とするその他のセグメントでは、受注高及び売上高は1,982百万円（同7.0%減）、セグメント利益は36百万円（同72.4%減）となりました。

当第1四半期連結会計期間末における資産の部は、主に工事代金回収の進展により受取手形・完成工事未収入金等が減少したこと等から、前連結会計年度末に比べ8,572百万円減少の129,756百万円となりました。負債の部は、主に工事代金の支払等により支払手形・工事未払金等が減少したことや法人税等の納付により未払法人税等が減少したこと等から、前連結会計年度末に比べ10,127百万円減少の52,203百万円となりました。純資産の部は、保有株式の株価の上昇によりその他有価証券評価差額金が増加したこと等から、前連結会計年度末に比べ1,555百万円増加の77,552百万円となりました。

(2) 経営方針、経営環境等

① 会社の経営の基本方針

当社グループは「住友事業精神」と「住友電設グループ企業理念」に基づき、顧客をはじめ株主、社会等のステークホルダーの信頼に応えるべく、事業の発展に取り組んでおります。また、経営の効率化・迅速化を図るとともに、すべてのステークホルダーの利益にかなうことが重要であるとの認識のもと、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、以下の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むこととしております。

- (a) 株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行う。
- (b) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (c) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (d) 取締役会の経営に関する基本方針等の決定機能及び監督機能を重視し、それらの機能の実効性が確保される体制の整備及び取締役会の運営に注力する。業務執行については、権限及び責任を明確化し、事業環境の変化に応じた機動的な業務執行体制を確立することを目的として、執行役員制並びに事業本部制を導入している。また、経営健全性確保の観点から、監査役監査の強化を図ることとし、独立社外監査役と常勤の監査役が内部監査部門や会計監査人と連携して適法かつ適正な経営が行われるよう監視する体制としている。
- (e) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で、株主との建設的な対話を行う。

「住友事業精神」

住友家初代・住友政友が後生に遺した商いの心得『文殊院旨意書』を基盤とし、その要諦は1882年に制定された住友家法の中で初めて条文化され、1891年に家法の中の「営業ノ要旨」として2箇条に取り纏められたものであります。[住友合資会社社則（1928年制定）より抜粋]

第一条 我が住友の営業は、信用を重んじ確實を旨とし、以てその鞏固隆盛を期すべし

第二条 我が住友の営業は、時勢の変遷、理財の得失を計り、弛張興廃することあるべしと雖も、苟も浮利に趨り、軽進すべからず

第一条は

住友の事業は、何よりも信用・信頼を大切にすることを基本にすべきであると謳っております。

第二条は

社会の変化に迅速・的確に対応し利潤を追求すべきであり、既存の事業に安住することなく常に事業の興廃を図るという積極進取の精神が重要と説いております。その一方で、「浮利」、即ち、一時的な目先の利益や道義にもとる不当な利益を追い、軽率、粗略に行動することを厳に戒めております。

「住友電設グループ企業理念」

住友電設グループは、社会的使命と責任を認識し、

- ・豊かな社会を支える快適な環境作りを事業目的とし、社会の繁栄に寄与します。
- ・信用と技術を重視し、顧客満足度の高いエンジニアリングサービスを提供します。
- ・高い企業倫理に則り、コンプライアンスに基づいた公正で透明性のある経営を推進します。
- ・創造力豊かな社員を育て、活力と潤いのある企業を目指します。

事業の推進にあたっては、コンプライアンスを経営の基礎に据え、法令の遵守を経営の最重要課題と位置づけております。

コンプライアンスに違反した利益の追求は企業として決して許されるものではなく、利益とコンプライアンスが対立するような場合には、必ずコンプライアンスを優先して事業活動を推進しております。

② 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略並びに経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、将来に向けては大都市圏を中心とした再開発事業が継続し、再生可能エネルギー関連投資も一定水準で推移することに加え、情報通信分野においてもIoT化、5Gサービスの進展等を含めたICT環境の整備はより一層推進されること、さらには大阪・関西万博関連投資等も期待されます。しかしながら足元では、世界的な新型コロナウイルス感染症終息時期の見通しが立たず、感染症流行第2波が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況にあり、製造業を中心とした設備投資計画の延期や縮小・凍結による工事量の減少、また、進行中工事の中断、建設資材の調達納入遅延の発生等も懸念されるなど、今後の社会情勢、市場動向を注視していく必要があります。

このような環境のもと、当社グループは、2020年度から2024年度までの5カ年における中期経営計画「VISION24」を新たに策定いたしました。「VISION24」では、「総合設備企業グループ」として、各部門の施工力、技術力の底上げに向けて資源を投入し、売上高の拡大を図るとともに、各部門が連携した総合力で、客先へのトータルサービスを拡大してまいります。

1. テーマ

新たな成長戦略と総合力で持続的発展を！

2. 数値目標（2024年度 連結）

- ・受注高：2,000億円
- ・売上高：2,000億円
- ・経常利益（率）：150億円（7.5%）
- ・成長投資：200億円（5年間）
- ・ROE（自己資本当期純利益率）：10%をターゲット
- ・自己資本比率：50%水準を維持
- ・配当性向：40%をターゲット（2024年度）

3. 重点施策

■安全・品質・コンプライアンス

- ・安全・品質の確保
- ・コンプライアンスの徹底

■人材の確保・育成と働き方改革

- ・研修施設、教育プログラムの拡充
- ・人材の確保
- ・生産性向上への効率化追求
- ・総労働時間の削減
- ・ダイバーシティへの取り組み強化

■顧客満足度向上の追求

- ・提案営業力の強化
- ・施工力の確保・強化
- ・期待領域への注力
- ・新技術、新工法への対応

■未来を見据えた企業価値の向上

- ・ESG、SDGsへの取り組み
- ・財務体質の維持と株主還元の実現
- ・健康経営の推進
- ・福利厚生の実現、職場環境整備による従業員満足度の向上

当社グループは、変化の激しい事業環境において、「VISION24」に掲げた重点施策を推進し、人と技術の成長を通して、真に社会から求められる総合エンジニアリング企業を目指すため、「質」にこだわる事業活動により、これまで構築してきました事業基盤をベースに、より一層の成長・拡大を図ってまいります。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は79百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,000,000
計	73,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,635,879	35,635,879	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	35,635,879	35,635,879	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	35,635	—	6,440	—	6,038

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 56,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,527,400	355,274	—
単元未満株式	普通株式 52,079	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	35,635,879	—	—
総株主の議決権	—	355,274	—

(注) 1 単元未満株式には、当社所有の自己株式78株が含まれております。

2 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

3 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿により記載をしております。

② 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 住友電設株式会社	大阪市西区阿波座 2丁目1番4号	56,400	—	56,400	0.16
計	—	56,400	—	56,400	0.16

2 【役員の場合】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	30,358	32,775
受取手形・完成工事未収入金等	60,697	47,661
未成工事支出金等	3,497	3,887
短期貸付金	13,002	13,047
その他	1,761	1,592
貸倒引当金	△22	△18
流動資産合計	109,295	98,945
固定資産		
有形固定資産		
土地	5,217	5,230
その他	12,332	12,476
減価償却累計額	△7,239	△7,390
その他（純額）	5,092	5,085
有形固定資産合計	10,309	10,316
無形固定資産		
のれん	457	428
その他	713	706
無形固定資産合計	1,171	1,135
投資その他の資産		
投資有価証券	14,982	16,832
その他	3,093	3,044
貸倒引当金	△524	△518
投資その他の資産合計	17,551	19,359
固定資産合計	29,032	30,810
資産合計	138,328	129,756
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	38,682	30,883
短期借入金	1,783	1,685
未払法人税等	2,023	124
引当金	176	88
その他	13,375	12,176
流動負債合計	56,041	44,958
固定負債		
長期借入金	1,104	909
役員退職慰労引当金	165	13
退職給付に係る負債	2,841	2,767
その他	2,178	3,554
固定負債合計	6,289	7,244
負債合計	62,330	52,203

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,440	6,440
資本剰余金	6,102	6,102
利益剰余金	55,924	55,974
自己株式	△38	△38
株主資本合計	68,428	68,477
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,425	7,708
繰延ヘッジ損益	△0	△0
為替換算調整勘定	△436	△262
退職給付に係る調整累計額	△1,554	△1,459
その他の包括利益累計額合計	4,433	5,986
非支配株主持分	3,134	3,089
純資産合計	75,997	77,552
負債純資産合計	138,328	129,756

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年6月30日)
売上高	34,336	33,029
売上原価	29,278	28,855
売上総利益	5,057	4,173
販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	761	812
その他	1,360	1,309
販売費及び一般管理費合計	2,121	2,122
営業利益	2,936	2,051
営業外収益		
受取利息	23	28
受取配当金	156	154
その他	60	71
営業外収益合計	240	254
営業外費用		
支払利息	9	7
為替差損	6	11
その他	23	5
営業外費用合計	39	24
経常利益	3,136	2,281
特別利益		
投資有価証券売却益	57	—
特別利益合計	57	—
特別損失		
投資有価証券評価損	8	—
特別損失合計	8	—
税金等調整前四半期純利益	3,185	2,281
法人税、住民税及び事業税	186	125
法人税等調整額	866	748
法人税等合計	1,053	874
四半期純利益	2,132	1,406
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	37	△65
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,095	1,472

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年6月30日)
四半期純利益	2,132	1,406
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△716	1,283
繰延ヘッジ損益	△0	0
為替換算調整勘定	△131	238
退職給付に係る調整額	167	94
その他の包括利益合計	△681	1,616
四半期包括利益	1,450	3,023
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,423	3,024
非支配株主に係る四半期包括利益	26	△0

【注記事項】

(会計方針の変更等)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)が2018年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用しております。

当社及び国内連結子会社は、従来は請負工事契約に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事には工事進行基準を、それ以外の工事には工事完成基準を適用しておりました。これを当第1四半期連結会計期間より、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識することとしております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響もありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	190百万円	229百万円
のれんの償却額	29	28

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,245	35	2019年3月31日	2019年6月21日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,423	40	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	設備工事業	(注) 1			
売上高					
外部顧客への売上高	32,205	2,130	34,336	—	34,336
セグメント間の内部売上高 又は振替高	10	197	208	△208	—
計	32,216	2,328	34,544	△208	34,336
セグメント利益	2,804	131	2,935	0	2,936

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、空調機器・太陽光発電システム等の販売、機器製作・修理及び給湯器の製造販売等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去に係るものであります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額 (注) 2	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 3
	設備工事業	(注) 1			
売上高					
外部顧客への売上高	31,047	1,982	33,029	—	33,029
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1	84	85	△ 85	—
計	31,048	2,066	33,115	△ 85	33,029
セグメント利益	2,014	36	2,051	0	2,051

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、空調機器・太陽光発電システム等の販売、機器製作・修理及び給湯器の製造販売等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去に係るものであります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月 1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益	58円88銭	41円38銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,095	1,472
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,095	1,472
普通株式の期中平均株式数(千株)	35,580	35,579

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月6日

住友電設株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 葉 一 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 光 弘 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住友電設株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友電設株式会社及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。
2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていない。